

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】波多野 綾子

【所属】(助成決定時)

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻 (博士課程)

【研究題目】

国際人権法の国内的实施における「文化・伝統・慣習」との衝突と調和:ケニアにおける 2011 年女性器切除禁止法の施行を事例として

【研究の目的】

本研究の目的は、人権と開発にかかる国際基準が国内で実施される過程において、コミュニティ固有の文化とつながる「伝統」的慣習との間に起こる摩擦と統合について分析することである。本研究では、ケニアにおける女性器切除 (Female Genital Mutilation: FGM) 禁止に関する法制定とその実施を事例として、国際規範の「内面化 (internalization)」、すなわち、国際機関、政府や国内司法、グローバルおよびローカルに活動する市民社会など多様なアクターの相互作用の繰り返しやメカニズムを通じて、グローバルな規範がローカルな文脈で適用可能な形で解釈され、国内の慣行、政治的および社会的行動の変化につながる段階とメカニズムを検証する。それによって、固有の文化や慣習に紐づく価値体系と国際的人権概念の間の異同を探り、多元的な人権・法と開発の理論の発展に資する事例を提供するのみならず、国際人権・開発基準をローカライズし、現地の文化・社会的な実情に根ざした実効的な法制度のあり方を考察する一石になると考えられる。

【研究の内容・方法】

国連女性差別撤廃委員会は、FGM を「有害な慣行 (harmful practice)」として、その加害者を効果的に起訴し、適切に罰するため、刑法規定の厳格な適用を勧告してきた。特に、2011 年 FGM 禁止法律の制定は国際機関や国際 NGO などから FGM 撲滅に向けたケニア政府のコミットメントのあらわれとして歓迎された。しかし、国際人権法の批准、現在国内で実施されているさまざまな法律やその施行というケニア政府の取り組みにも関わらず、FGM はケニアの一部のコミュニティにおいて広く実践され続けており、FGM 禁止法に基づく訴追は行われにくく、加害者の免責が続いている。また、訴追が行われた場合も、必ずしもその施行が女子やその家族の人権保護に結びついていない事例も報告されている。このような文脈において、2018 年には、本法律はケニアの文化と慣習を阻害するものとして、ケニア憲法に照らし違憲とされるべきであると訴える訴訟も起きた。

このような背景において、本研究は、国際規範の「内面化」の理論 (Koh 1997 ; Finnemore and Sikkink 1998 ; Zartner 2010 ; Goodman and Jinks 2013) を参照し、国際人権法、法人類学、社会学、開発学等における先行研究の調査・研究を基本としつつ、現地調査をあわせた学際的な手法を用い、FGM 禁止法の制定と施行を事例として国際規範の内面化にいたる動的プロセスを検討していく。

そのために、学術研究書や論文のみならず、現地におけるメディア資料、判例・裁判記録、関連文書の収集・分析に加え、ケニアの現地研究者、弁護士、人権活動家、政府関係者や裁判官、国際機関職員や国際 NGO の職員に定性的インタビューを行い、FGM 禁止法の制定と施行について諸アクターの抱える文化的のみならず経済的・社会的ジレンマをホリスティックに分析することを目指す。

特に 2018 年 10 月から 2019 年 9 月の期間については、(1) 国際人権法・規範の内面化に関する理論の整

理・分析枠組みの構築のための資料収集、(2) FGM を取り巻く国内外の議論、特にケニアにおける法政策化に関する過程や議論の整理、(3) FGM 禁止法の実践に関する現地調査とその分析を行った(2019年8月)。現地調査においては、ナイロビ大学の Africa Coordinating Centre for the Abandonment of FGM/C (ACCAF) の支援を得て文献資料収集を行うとともに、キーインフォーマントに対する半構造化インタビューをメインにフォーカス・グループインタビューを組み合わせ、FGM 法の制定・運用のあり方、問題点などについて質的データを収集する。

【結論・考察】

助成対象期間に行った情報収集・インタビューでは、ケニアの研究機関・研究者、女性の人権に関する NGO 及び FGM を行うコミュニティの女性たち、国際機関職員などから貴重な情報や資料を得ることができた。特に、ナイロビ大学 ACCAF の支援を得て、新聞記事や国際会議の記録に加え、コミュニティでのインタビュー成果など現地の研究成果を中心とした貴重な資料を入手できた上、コミュニティごとの規範浸透の差や FGM に対する刑罰以外の方策について具体的な示唆を得ることができた。女性の権利に関する NGO の弁護士は、主に上記 FGM 禁止法の違憲訴訟を戦いながら、一般にアウトリーチする積極的なキャンペーンを行っているが、そこでは「文化や伝統を普遍的人権の実現の言い訳にしてはならない」というメッセージが発せられていた。しかし、国際機関でのインタビューでは、FGM 禁止法制定過程が必ずしも完全にインクルーシブなものではなかったこともわかった。

このように、ケニアにおける FGM に対する社会運動、2011 年の FGM 禁止法の制定、それに対するバックラッシュにおいて、ケニア国内外の様々なアクターの動きを記録し、分析を深めることができた。本調査などから得られた情報に基づく暫定的な結論として、国際規範の社会化の過程における「文化変容 (acculturation)」が十分でない状況における FGM の刑事規制は効果的なものにはならないばかりか、社会的反動も生み出してしまう恐れがあると考えられる。刑罰規定の意義や運用における問題なども含め今後一層考察を深め、論文としてまとめていきたいと考えている。

※このような調査研究の貴重な機会をご支援いただきました、松下幸之助記念志財団研究助成プログラム、またその実施に携わられた方々に、この場をかりて心より厚く御礼申し上げます。